

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部改正について

1 趣旨

住民基本台帳ネットワークシステムにおける氏名や住所等の本人確認情報等（本人確認情報および附票本人確認情報）は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）の規定に基づき、

- （1）法令で定める事務
- （2）条例で定める事務（独自利用事務）

等を行う場合に、利用することができ、本県では、滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成 14 年滋賀県条例第 15 号。以下「住基条例」という。）において独自利用事務を規定しているところ。

今般施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 7 年法律第 35 号）（第 15 次地方分権一括法）による住基法の一部改正により、同法において住基条例で定める事務の一部が規定されたことに伴い、同条例の重複する規定を削除する一部改正を行おうとするもの。

〈法に規定された重複事務（住基条例から削除する事務）〉

- 採石法による採石業者の登録等に関する事務
- 砂利採取法による砂利採取業者の登録等に関する事務
- 中小企業近代化資金の貸付けに関する事務
- 高度化資金の貸付けに関する事務
- 地方自治法による住民監査請求に関する事務

2 施行期日

公布の日

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和7年法律第35号）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正に伴い、都道府県知事保存本人確認情報および都道府県知事保存附票本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報等」という。）を利用する事務として条例で定めるものならびに都道府県知事保存本人確認情報等の提供を受ける知事以外の執行機関および事務として条例で定めるものの一部を削除するため、滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成14年滋賀県条例第15号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 都道府県知事保存本人確認情報等を利用する事務として条例で定めるもののうち、次に掲げる事務を削除することとします。（別表第1関係）
 - ア 採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録または同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
 - イ 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録または同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
 - ウ 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）第4条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条第1項第1号に掲げる資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
 - エ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号または第4号に規定する資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
- (2) 都道府県知事保存本人確認情報等の提供を受ける知事以外の執行機関および事務として条例で定めるもののうち、監査委員に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の監査に関する事務であって規則で定めるものを削除することとします。（別表第2関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県住民基本台帳法施行条例新旧対照表

旧	新				
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 採石法 (昭和25年法律第291号) による同法第32条の登録または同法 第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>3 省略</p> <p>4 砂利採取法 (昭和43年法律第74号) による同法第3条の登録または 同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>5から14まで 省略</p> <p>15 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を 改正する法律 (平成11年法律第222号) 第4条の規定による改正前の中 小企業近代化資金等助成法 (昭和31年法律第115号) 第3条第1項第1 号に掲げる資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>16 独立行政法人中小企業基盤整備機構法 (平成14年法律第147号) 第 15条第1項第3号または第4号に規定する資金の貸付けに関する事務 であって規則で定めるもの</p> <p>17 省略</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>提供を受ける知事以 外の執行機関</td> <td>事務</td> </tr> </table>	提供を受ける知事以 外の執行機関	事務	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>1 省略 (削除)</p> <p>2 省略 (削除)</p> <p>3から12まで 省略 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>13 省略</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>提供を受ける知事以 外の執行機関</td> <td>事務</td> </tr> </table>	提供を受ける知事以 外の執行機関	事務
提供を受ける知事以 外の執行機関	事務				
提供を受ける知事以 外の執行機関	事務				

省略	
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の監査に関する事務であつて規則で定めるもの
省略	

省略
(削除)
省略